

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進を図る観点から、発達障害者への各ライフステージにおける支援の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、文部科学省、厚生労働省

(2) 関連調査等対象機関

独立行政法人日本学生支援機構、国立大学法人 (3)

都道府県 (19)、都道府県教育委員会 (19)、市町村 (31)、市町村教育委員会 (31)

幼稚園 (23)、保育所 (23)、公立小学校 (23)、公立中学校 (23)、公立高等学校 (24)、公立特別支援学校 (12)、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局 (北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州)

四国行政評価支局

行政評価事務所 10事務所 (青森、栃木、長野、和歌山、島根、岡山、徳島、愛媛、高知、宮崎)

4 実施時期

平成27年8月～29年1月